

十一月六日付けで、小野貴嗣庁長から東京都神社庁管内神職宛てに送付された詫び状

急啓 このたびは元職員の手書類送検につき新聞等に報道されましたことは甚だ遺憾であり、管内神職の皆様にご迷惑をお掛けいたしました。心から深くお詫び申し上げます。本件事案については、本年八月二日に赤坂警察署に刑事告訴を行い、一連の捜査の後、先般十月二十四日付で書類が検察に送付されました。本件の報道は警察の発表を受けてされたものと思料いたします。

これ以前に同署へ被害届は提出しておりましたが、事実関係について不明確なところも多く、それらを明らかにすべく警察に刑事告訴したものであります。

書類が検察に送られたことにより警察の捜査は終了し、今後は検察の判断となります。結果につきましては改めて各位にご報告申し上げます。

敬 具

令和六年十一月六日

東京都神社庁長 小 野 貴 嗣

東京都神社庁管内神職各位

十一月十五日付けで、東京都神社庁役員会から神社庁管内神職宛てに送付された詫び状

急白 この度は元職員による巨額横領事件について多大なご迷惑とご心配をおかけしていることを東京都神社庁役員会として心よりお詫び申し上げます。

本事件について、昨年五月二十九日に赤坂警察署に被害届を提出しておりましたが、その後、佐藤彰紘弁護士をリーダーとする調査チームによる報告書を踏まえて役員会で被疑者の刑事処分への対応を検討してまいりました。

被疑者の犯行動機は極めて身勝手なものであり、長期に亘り犯行を繰り返し、被害金額も極めて多額に上ります。また、各マスメディアで大きく報道され、神社庁、また神社界全体の信用も失墜する事態となり、社会的影響も多大なものであったと考えております。さらに、被疑者は神社界を席卷する重大な事件を引き起こしているにも拘わらず、いまだ官司職に留まる等、反省の姿勢も欠如していると言わざるを得ません。神社庁としては本事件を極めて悪質性の高い事案と判断し、厳重な処罰を求めべく改めて本年八月二日に刑事告訴を行いました。

管内神職の皆様方には、本件に係る警察捜査が終結し、十月二十四日付で検察庁に書類送致されましたことをご報告すると共に、一連の不祥事により庁務運営に混乱を招いていることを深くお詫び申し上げます。役員会としては、再発防止策を引き続き講じるとともに、小野庁長を始めとする関係者の責任の所在を明らかにし、神社庁としての処分等を厳しく検討してまいります。検察官による処分結果については改めてご報告申し上げます。

なお、十一月七日付で送付された庁長名の文書につきましては役員会の意向ではなく、小野庁長個人の見解であることを申し添えます。

敬 具

令和六年十一月十五日

東京都神社庁役員会

管内神職各位